別記様式第八（甲）

|  |
| --- |
| 許　可　申　請　書  　　　　年　　月　　日  　上越市長　　　　　　様  　　　　　　　　　　　 　　申請者　住　所      連絡先  　　別紙のとおり河川法第２４及び同法第２６条の許可を申請します。 |

この決定により暴力団を利することとなると認めるときは、この決定を行わず、若しくは取り消し、又は期間を定めてその全部若しくは一部の効力を停止する等の措置を講ずる場合があります。

（乙の４）

|  |
| --- |
| （工作物の新築、改築、除却）  　１．河川の名称  　　　準用河川　　　川  　２．目　　的    　３．場　　所      　４．工作物の名称又は種類    　５．工作物の構造又は能力    　６．工事の実施方法  　７．工　　期  自　　　　　　　年　　　月　　　日  　　　至　　　　　　　年　　　月　　　日  　８．占用面積等  　９．占用の期間  自　　　　　　　年　　　月　　　日  　　　至　　　　　　　年　　　月　　　日 |

申請に必要な添付書類

※申請にあたっては、事前に河川海岸砂防課へ相談してください。

（２４・２６条土地の占用、工作物の新築等）

・申請概要書（事業の概要、工事説明等）

・位置図（Ｓ＝１：５００００程度）

・平面図（堤防、低水路との位置関係がわかるもの）

・断面図（堤防断面との関係がわかるもの）

・工作物の設計図（構造一般図）

・工事の実施方法を記載した図書

・丈量図（占用面積、行為面積）

・工程表（出水期との関係等がわかるもの）

・その他、河川管理者が指示するもの（必要に応じ）

（２６条　占用地での新築等）

・申請概要書（事業の概要、工事説明等）

・位置図（Ｓ＝１：５００００程度）

・平面図（堤防、低水路との位置関係がわかるもの）

・断面図（堤防断面との関係がわかるもの）

・工作物の設計図（構造一般図）

・工事の実施方法を記載した図書

・丈量図（行為面積）

・工程表（出水期との関係等）

・既に占用許可を受けている場合、許可書写

・その他、河川管理者が指示するもの（必要に応じ）

備考

＊工作物は定規断面（堤防計画断面）外に設置すること。

＊河川内への固定工作物の設置は認めない。

＊河川内への移動式工作物を設置する場合は、その撤去体制を明確にすること。